

学校法人郡山開成学園 役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人郡山開成学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第39条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (3) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、報酬を支給するものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬の支給の時期は、毎月25日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日、祝祭日又は学園休業日にあたる場合は、その日前において最も近い土曜日、日曜日、祝祭日又は学園休業日でない日に支払うものとする。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員が、この法人の依頼により旅行したときは、別表第2に定めるところにより、費用を弁償する。ただし、役員が居住地の市町村の区域内を旅行したとき又はこの法人において開催される理事会、監事監査等に出席するため旅行をしたときは、別表第3に定めるところにより費用を弁償する。

- 2 役員が職務の執行に当たって前項に定めるもの以外の費用を要する場合は、当該費用を弁償する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日、日曜日、祝祭日及び学園休業日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、控除するときはこれを切り捨て、支給するときはこれを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

役職名	報酬月額
理事長	100,000円
専務理事	20,000円
理事(常勤)	20,000円
理事(非常勤)	20,000円
監事	20,000円

別表第2（第6条関係）

区分	支給基準	備考
鉄道賃	グリーン車	鉄道片道40kmを超す場合は急行券料金を、鉄道片道100kmを超す場合は特急券料金を支給する。なお、宇都宮以南及び仙台以北の場合は新幹線料金を支給する。
船賃	1等	
車賃	実費	
日当	6,000円	日数（暦日）により支給する。但し、市外出張で午後出発又は午前帰着のとき及び市内出張の場合は半額とし、半日（4時間）以内の市内出張には支給しない。
宿泊料	20,000円	夜数により支給する。車中、船中泊の場合は一泊6,000円とする。

※航空運賃については、原則として、緊急やむを得ない場合に実費を弁償する。

別表第3（第6条関係）

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人業務のための勤務	10,000円

(2) 監事

	日額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人業務のための勤務	10,000円